

受験番号

令和 8 (2026) 年度横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験 (筆記試験) 問題

専門科目

民 法	1
商 法	2
民事訴訟法	3
経 済 法	4
労 働 法	5
知的財産法	6
開発協力論	7
国際行政論	8

「解答はじめ」の合図をするまで、絶対に問題冊子を開いてはいけません。筆記用具を持ってはいけません。



[民 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問]

次の(1)及び(2)のすべてについて、それぞれ200～300字程度で解答しなさい。(各25点)

(1) 権利外観法理(表見法理)とはどのような考えか、この考え方に基づいて定められているとされる民法上の規定に触れながら説明しなさい。

(2) 特定遺贈と包括遺贈について、両者の相違点を少なくとも2つ挙げながら説明しなさい。

[第2問]

次の(1)または(2)の中から一問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。(50点)

(1) いわゆる素因減責とはどのような問題か、根拠となりうる民法上の規定やこの問題に関する判例の状況に触れながら説明したうえで、その説明及びこの問題に関する学説の議論状況を踏まえて、素因減責の当否について論じなさい。

(2) 下記の【事実】を読み、下記の【設問】に解答しなさい。

【事実】

女性Aと男性Bは2020年4月から婚姻関係にあった。Aは2024年1月頃からB以外の男性Cと親密な関係になった。AとCは、AがBと離婚したのちに婚姻することを望むようになった。また、AとCは子を授かることを望んでいたが、Cに不妊の原因があった。そこで、2024年10月1日にAはCの同意を得たうえで、B及びC以外の男性の精子を用いた生殖補助医療(以下、「本件生殖補助医療」)により子を懐胎した。2025年1月1日、AとBは協議離婚した。2025年2月1日、AとCは婚姻した。2025年7月1日、Aは本件生殖補助医療により懐胎した子Dを出産した。

【設問】

2025年9月1日、Dの誕生を知ったBは、嫡出否認の訴えを提起し、CとDの法的父子関係を否認することができるか検討しなさい。

(参考：生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第10条)

妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子(その精子に由来する胚を含む。)を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫、子又は妻は、民法第774条第1項及び第3項の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。

[商 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問] 設立無効の訴えの制度について、説明しなさい。(50点)

[第2問] ある株式会社が剰余金の配当を行った。当該剰余金の配当により株主に対して交付する金銭等(当該株式会社の株式を除く。)の帳簿価額の総額が、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えていた。当該剰余金の配当の効果について、論じなさい。(50点)

[民事訴訟法]

会社を被告として訴訟をする場合において、商業登記簿上代表者として記録されている者を代表者として訴えを提起したところ、真実はその者が被告会社の代表者でなかったとき、実体法上の表見法理の規定を適用または類推適用してその者を被告会社の代表者として扱うことができるか。反対説に言及しつつ、自説を論じなさい。

[経 済 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問] A地区においては、取扱いに注意を要する物質Bを製造販売する事業者がP社を含め6社いる。そして、A地区で物質Bを販売するためには、リスク管理における協同のために「B連合会」への加盟が必要とされており、実際にP社ら6社はいずれも会員となっている。B連合会内には運営委員会という組織があり、同委員会はP社ら6社のうち4社の代表から構成され、2年毎に半数が入れ替わる仕組みとなっている。令和6年10月15日に開催された会合において運営委員会は、同年9月にB連合会への加入を申し込んできたW社について、物質Bと機能的に類似するが用途の異なる物質Dの販売実績が大きいことに鑑みて、入会を拒絶する決定を行った。また、同年11月16日の会合では、昨今の物質Bの原材料等の価格の高騰を受けて、会員が販売する物質Bについて新年から販売価格を一律10%引き上げる決定を行った。以上について、独占禁止法上の評価について論じよ。(60点)

[第2問] 電力カルテル事件（公取委令和5年3月30日排除措置命令・課徴金納付命令）における関西電力に対する課徴金を巡る争点について論じよ。(40点)

[労 働 法]

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。(各50点)

〔第1問〕 事業場外みなし労働時間制の適用要件とこれに該当する場合の効果について説明しつつ、同制度の下での解釈論又は立法論上の課題について自由に論じなさい。

〔第2問〕 労働委員会の救済命令の内容・特徴について説明するとともに、その範囲・限界に係る最高裁判決を1つ又は複数取り上げ、論評しなさい。

〔第3問〕 Xは、建設業を営むY社に、期間の定めなく雇用される正社員である。Xはローテーションで現場監督と内勤業務を交互に行ってきた。あるときXは、趣味のスキーでの事故により、頰椎骨折の傷害を負った。Xは、本件事故発生日の翌日以降、年次有給休暇を取得し、これを全て消化した日以降は、就業規則に基づき、6か月間の病氣休職を命じられた。就業規則においては、休職期間満了時まで、従前の業務に通常程度従事できない場合には、退職扱いとする旨の規定がおかれていた。休職期間満了に先立ち、Xは、「四肢麻痺の後遺障害はあるが、通常勤務可能。下肢完全麻痺・上肢不全麻痺であり車いす移動が必要となる」との主治医の診断書を提出した。Y社は、Xの安全確保も踏まえると、今後、現場監督業務を命じることが困難であるとし、復職を認めることはできないとして、就業規則の規定に基づき退職扱いにした。かかる退職扱いの効力は認められるか、その理由とともに論じなさい。

[知的財産法]

著作権法（昭和45年法律第48号）第32条第1項の規定について、解答者自身の見解も含めて詳しく論じなさい。

[開発協力論]

開発を進めるには多様なアクターの協力が不可欠であるにも拘わらず、協力関係を構築し維持することは容易ではない。それはなぜか、協力を困難にする原理を説明せよ。

[国際行政論]

人間の社会においては、相互の関係を調整して個人および共同体の利益を確保するため、様々なルール（制度）が形成されてきた。国際社会においても、主権国家や国際機関、国際 NGO、国際企業等の活動主体が様々なルールを形成している。このことについて、次の（１）および（２）のすべてに解答しなさい。

- （１）冷戦終結後の国際社会において、ルールのあり方（ルールの形成主体、形成方法、内容、ルールの実効性確保の方法等）についてどのような変化があったかについて、考えるところを述べなさい。（60点）
- （２）上記のようなルールのあり方の変化を最も顕著に示しているとあなたが考える具体的な例を挙げ、その例におけるルールのあり方を説明しなさい。（40点）



